

食品安全情報（化学物質） No. 17/ 2012 (2012. 08. 22)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【香港政府ニュース】 ヨウ素欠乏ミルクに警告

香港食品安全センターは、複数の乳児用調整粉乳の成分を調査し、コーデックス基準に定められた33の必須栄養素を測定した。いくつかの製品でヨウ素濃度が基準より少ないことが確認され、そのうち日本から輸入された製品の中には単一で乳児へ与えられた場合に健康上の懸念となる製品があったと公表した。

*ポイント： 今号の本文中の表に示したように、わが国では乳児用調製粉乳のヨウ素含量について規格はありません。確かにヨウ素の不足は甲状腺ホルモン分泌の低下につながると言われてはいますが、1つ気をつけなければいけないのは、普段の食事で摂取しているヨウ素の量（バックグラウンド値）が地域によって大きく異なるので、追加が必要となるヨウ素の量も地域で各々違うということです。ヨウ素は昆布等の海藻に多く含まれるので、海藻をよく食べる日本はヨウ素の摂取量が比較的多い地域です。一方、内陸に位置するなどの理由でヨウ素が不足しがちな国では推奨値を設定して添加する必要があります。ですから、ヨウ素については推奨値や添加量などを一概に比較することはできません。そして、食品を輸出入する場合には、相手国と自国の状況や規制を十分に注意する必要があるということです。

【FSSAI】 食品の混入物に関する迅速検査：取扱説明書

インド食品安全基準局（FSSAI）は、食品の混入物の迅速検査法の取扱い説明書を2つ公表した。パート1では家庭でできる方法、パート2では学校及び事業者レベルでできる方法を紹介している。混入物として多いのは、意図的混入では、砂、大理石、石、泥、他のゴミ、滑石、チョークの粉、水、ミネラルオイル及び有害色素である。事故的混入では、残留農薬、ネズミの糞及び幼虫である。金属汚染では、農薬由来のヒ素、水由来の鉛、化学工場由来の排水及び缶由来のスズである。

*ポイント： 内容は驚かされるものばかりなのですが、混入の可能性としては参考になります。日本では、このような検査を家庭でしなくて良いのは幸せなことです。

【MPI】 農薬の優良規範にさらにより知らせ

ニュージーランド一次産業省（MPI）は、食品中の残留物質サーベイランス計画の第4四半期報告書等を発表した。レモンのピリメタニル、オリーブ油のアゾキシストロビン又はプロピコナゾールで最大残留基準値（MRL）超過が確認されている。

*ポイント： MRLを設定する際には十分に安全マージンをとっているのですが、MRLを超過しても、その超過が、農業者が使用基準を守っていなかったためにちょっと超過してしまったという程度の問題なのか、それとも健康リスクがあるという程度の問題なのか判断することが重要です。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【EC】](#)

1. 食品獣医局（FVO）査察報告書：ギリシャ、ブルネイ・ダルサラーム国
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 健康強調表示関連
2. アスパルテームの再評価は 2013 年 5 月まで延期

[【FSA】](#)

1. クレイについて消費者へ再度警告
2. メチルセルロースに意見募集

[【MHRA】](#)

1. プレスリリース：Holland and Barrett が販売した登録されていない子ども用ハーブ医薬品を使用しないよう保護者へ助言

[【BfR】](#)

1. 食品中の残留塩化ベンザルコニウムの健康影響評価

[【FSAI】](#)

1. 貝の採集を避けるよう助言

[【FDA】](#)

1. 警告文書（2012 年 8 月 7、14 日公表分）

[【NTP】](#)

1. TR-575 : F344/N ラットと B6C3F1 マウスにおけるアクリルアミドの毒性およびがん原性試験（混餌および飲水試験）

[【CFIA】](#)

1. Harper 政権は食品安全を強化するために監視アプローチを改善
2. CFIA はドライフルーツ、コーン、ナッツ製品の毒素を検査
3. CFIA はフルーツスプレッドの亜硫酸を検査
4. CFIA は包装済み粉末スパイスのグルテンを検査
5. 食品 900 検体以上のカビ（毒）を調べたところ消費者の健康上の懸念はない

[【FSANZ】](#)

1. ファクトシート：特定医療用食品
2. 食品基準通知

[【APVMA】](#)

1. 農薬規制機関はカルベンダジム及びカルバリルのレビューを完了：両物質のさらなる制限

[【TGA】](#)

1. 警告：MMC Maxman IV Erection Enhancer カプセル

[【MPI】](#)

1. 農薬の優良規範にさらにより知らせ

[【香港政府ニュース】](#)

1. ヨウ素欠乏ミルクに警告
2. 1 人の乳児の血液検査が異常
3. さらに 4 つの乳児用ミルクに警告
4. 17 の乳児用調製粉乳のヨウ素濃度は基準を満たしている
5. 乳児用ミルクホットライン時間短縮

[【KFDA】](#)

1. 食品添加物についての誤解は、もうストップ！
2. 子どものフタル酸類（phthalate）及びビスフェノール A（Bisphenol A）暴露レベルは低い！
3. 台湾産プラムディライト（乾燥プラム）センノシド(sennoside)検出で流通販売・禁止
4. 米国産乾燥プラム製品「Weight Loss Dried Plum」の購入自粛を要請

【FSSAI】

1. 食品の混入物に関する迅速検査：取扱説明書 パート 1
2. 食品の混入物に関する迅速検査：取扱説明書 パート 2

【その他】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ (Eurek Alert) カナダの淡水には強力なヒト毒素が広範にみられる

● 欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 食品獣医局（FVO）査察報告書

● ギリシャ 農薬

GR Greece - pesticides

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6285

2012年5月2～9日、ギリシャでの農薬管理状況及び前回視察からの改善状況について評価するためにFVO査察を実施した。農薬使用者のコントロールが不十分である、リスクに基づいた計画がないなど多数の改善すべき点が指摘された。

● ブルネイ・ダルサラーム国 水産物

BN Brunei Darussalam - Fishery products

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6462

2012年4月25～28日、ブルネイでのEU輸出向け水産物生産の管理状況の評価するためFVO査察を実施した。2009年の前回視察より改善が認められた。ただし、現在EUへの輸出対象から除外されている天然水産物の混入の可能性が特定された。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2012年第31週～第32週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

* RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

キプロス産食品サプリメントのジメチルシルデナフィル (89、78 mg/kg)、中国産コーヒーセットからのカドミウム (1.25 mg/kg) 及び鉛 (26.15 mg/kg) の溶出、ベトナム産冷凍イカのヒ素 (2 mg/kg)、エクアドル産マグロフレークのカドミウム (0.3 mg/kg)、カナダ・ポーランド・米国産食品サプリメントの 1,3-ジメチルアミルアミン、インド産ギリシャ包装冷凍タコのヒ素 (16.7、27 mg/kg) など。

注意喚起情報 (information for attention)

南アフリカ産ベビーパイナップルのエテホン (3.397 mg/kg)、ブラジル産生鮮マンゴーのオメトエート及びジメトエート (合計 0.08mg/kg)、スペイン産生鮮マグロのヒスタミン (366、386、381、305、303 mg/kg)、メキシコ産ハチミツのスルファメタジン (34.2 mg/kg)、中国産色つきコップの縁からのカドミウム (0.85 mg/kg) 及び鉛 (12.5 mg/kg) の溶出、中国産クリアスープの未承認照射、インド産イカのカドミウム (6.6 mg/kg)、中国産未承認調味料工場での照射、トルコ産生鮮ペッパーのトルフェンピラド (0.052 mg/kg)、米国産食品サプリメントのヒ素 (6.3 mg/kg) 及び鉛 (14.6 mg/kg)、タイ産竜眼のカルベンダジム (4.2 mg/kg)、カナダ及び米国産食品サプリメントの 1,3-ジメチルアミルアミン、中国産ステンレススチールスプーンからのクロム (43.4 mg/L) 溶出及び総溶出量 (388 mg/dm²)、中国産冷凍イカリングのヒ素 (5.8 mg/kg)、モロッコ産ミントのクロルピリホス (0.76 mg/kg) ・ジメトエート (13.0 mg/kg) ・ヘキサコナゾール (0.21 mg/kg)、中国産コップの縁からのカドミウム (2.58mg/個) 及び鉛 (26.24 mg/個) の溶出など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

スペイン産水素添加パーム脂肪酸のダイオキシシン (1.011 pg WHO TEQ/g)、ベルギー産食品サプリメントの未承認照射 (グロー比: 0.87)、ベルギー産家禽飼料のサリノマイシン (3.9 mg/kg)、ドイツ産飼料用石灰のヒ素 (20.6 mg/kg) 及びカドミウム (4.1 mg/kg) など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産痩身コーヒーのシブトラミン (1310 mg/kg) 及びフェノールフタレイン (1610 mg/kg)、マレーシア産パパイヤのメタミドホス (0.081 mg/kg)、中国産スプーンからのホルムアルデヒドの溶出 (2184、2508、2197、2163、1796、1743 mg/kg)、トルコ産非アルコール飲料調整用シロップに認可されていないアセスルファム K ・アスパルテーム ・サイクラミン酸、中国産台所用品からの一級芳香族アミンの溶出 (アニリン 140 mg/kg)、産地不明ソフトドリンクの安息香酸 (162 mg/L)、米国産ソフトドリンクの安息香酸 (189 mg/L)、中国産電気オープンからのクロム (0.6 mg/kg) ・ニッケル (12.8、14.3 mg/kg) ・マンガン (5.8、4.8 mg/kg) の溶出、中国産スチールカトラリーからのニッケル (0.3 mg/kg) の溶出、ブラジル産冷凍塩味鶏肉のクロピドール (10.2 µg/kg)、中国産緑茶のブプロフェジン (0.238 mg/kg)、中国産皿からのホルムアルデヒド (19.3 mg/kg) の溶出、インド産カレー葉のプロフェノホス (6.6 mg/kg)、インド産バジル ・ミント ・カレー葉のクロルピリホス、ドミニカ共和国産ササゲのエンドスルファン (0.12 mg/kg) ・シペルメトリン (2.1

mg/kg)・ジメトエート (0.32、0.52 mg/kg)、中国産緑茶のアセタミプリド (0.381 mg/kg)・イミダクロプリド (0.202 mg/kg)、中国産痩身コーヒーのフェノールフタレイン (2650 mg/kg)、ブラジル産冷凍鶏肉のクロピドール、インド産オクラのモノクロトホス (0.024 mg/kg)・アセフェート (0.18 mg/kg)、香港産子ども用メラミン食器からのホルムアルデヒドの溶出 (32.4 mg/kg)、タイ産ササゲのインドキサカルブ (0.047 mg/kg)、中国産緑茶のアセタミプリド (0.293 mg/kg)、中国産非アルコール飲料に認可されていないポリリン酸及びエリソルビン酸ナトリウム、中国産電子オープン用トレイからのクロム (0.4 mg/kg)・ニッケル (17.2 mg/kg)・マンガン (8.1 mg/kg) の溶出、中国産緑茶のトリアゾホス (0.13 mg/kg)・エスフェンバレレート (0.12 mg/kg) など。

その他アフラトキシン等多数。

-
- 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 健康強調表示関連

- EFSA は健康強調表示についてさらに評価しガイダンスを発表

EFSA further assesses health claims and publishes guidance

7 August 2012

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120807.htm?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_content=hl&utm_campaign=20120807&emt=1

EFSA の NDA パネル (食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル) は、EU に健康強調表示の認可申請をする場合の追加の 2 つのガイダンス文書を発表した。また「一般機能」健康強調表示についてのさらなる評価を完了した。

ガイダンス文書は、心理機能を含む神経系機能に関連するもの及び身体能力に関するものである。これらは、既に発表されている消化管と免疫機能、抗酸化と心臓血管の健康、体重管理、骨・関節と口腔衛生と合わせて、6 シリーズのうち最後の 2 つである。

また EFSA は 2011 年 6 月に 2,758 の強調表示をカバーする 341 の意見を発表し、一般機能強調表示については評価を完了していたが、そのうちいくつかについては追加のデータが提出されたためさらなる評価を行った。結果としてプルーンと正常な大腸機能、アルファシクロデキストリンと食後血糖増加抑制の 2 つが立証されていると考えられた。

- EFSA の NDA パネルによるグルコサミンと正常な関節軟骨の維持に関連する健康強調表示の科学的立証に関する科学的意見についてのコメントへの対応

Response to comments on the Scientific Opinion of the EFSA Panel on Dietetic Products, Nutrition and Allergies (NDA) on the scientific substantiation of a health claim related

to glucosamine and maintenance of normal joint cartilage pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

Published: 8 August 2012

http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/328e.htm?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_content=pub&utm_campaign=20120814&emt=1

欧州委員会から、メルクコンシューマーヘルスケア社による EFSA の科学的意見についてのコメントについてレビューを求められた。このコメントはグルコサミンの生物学的利用度や取り込み、生理機能や「根拠の程度の格付け」についてのものである。EFSA はコメントをレビューし、グルコサミン摂取と正常関節軟骨維持の因果関係は確立されていないと結論した。今回受け取ったコメントは、NDA パネルの結論に影響を与えるものではない。

- **EFSA の Bimuno® GOS とおなかの調子を整えることに関連する健康強調表示の科学的立証に関する科学的意見についてのコメントへの対応**

Response to comments on the Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to Bimuno® GOS and reducing gastro-intestinal discomfort pursuant to Article 13.5 of Regulation (EC) No 1924/2006

Published: 8 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/329e.htm>

欧州委員会から、Bimuno®GOS とおなかの調子を整えることに関連する健康強調表示の EFSA の科学的意見についてのコメントについてレビューを求められた。今回受け取ったコメントは、NDA パネルの結論に影響を与えるものではない。

- **各種微生物と腸機能の変化、栄養素の消化吸収、有害な可能性のある消化管内微生物の減少、免疫応答刺激に関する健康強調表示の立証についての科学的意見**

Scientific Opinion on the substantiation of health claims related to various microorganisms and changes in bowel function, and digestion and absorption of nutrients (ID 960, 961, 967, 969, 971, 975, 983, 985, 994, 996, 998, 1006, 1014), decreasing potentially pathogenic gastro-intestinal microorganisms (ID 960, 967, 969, 971, 975, 983, 985, 994, 996, 998, 1006, 1014), and stimulation of immunological responses (ID 962, 968, 970, 972, 976, 984, 986, 995, 997, 999, 1007, 1015) (further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(8):2857 [32 pp.]. 7 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2857.htm>

根拠となるヒト研究がない、免疫応答の刺激が有効な身体的影響であるという根拠が確立されていないなど、提供されたデータによると因果関係は確立されていないと結論された。

- オリーブのポリフェノールと正常血中 HDL コレステロール濃度の維持に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to polyphenols in olive and maintenance of normal blood HDL cholesterol concentrations (ID 1639, further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(8):2848 [9 pp.]. 7 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2848.htm>

申請対象は、ヒドロキシチロソール及びその類似化合物を含むオリーブ（オリーブの実、オリーブオイル、*Olea europaea* L.抽出物及び葉など）のポリフェノールである。オリーブのポリフェノールと正常血中 HDL コレステロール濃度の維持について、因果関係は確立されていないと結論された。

- *Lactobacillus paracasei* LPC 01 (CNCM I-1390)と疾患治療に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of health claims related to *Lactobacillus paracasei* LPC 01 (CNCM I-1390) and treatment of disease (ID 3055, further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(8):2850 [14 pp.]. 7 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2850.htm>

過敏性腸症候群の症状緩和は疾患治療表示であり、対象外であると結論された。

- *Lactobacillus paracasei* CNCM I-1688 及び *Lactobacillus salivarius* CNCM I-1794 の組み合わせとおなかの不調削減、有害な可能性のある消化管内微生物の減少、乳糖消化促進、IL-10 産生増加に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of health claims related to a combination of *Lactobacillus paracasei* CNCM I-1688 and *Lactobacillus salivarius* CNCM I-1794 and reduction of gastro-intestinal discomfort (ID 2972), decreasing potentially pathogenic gastro-intestinal microorganisms (ID 2972), improved lactose digestion (ID 2972) and increasing IL-10 production (ID 2973) (further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(8):2856 [20 pp.]. 7 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2856.htm>

本申請について、因果関係は確立されていないと結論された。

- *Lactobacillus helveticus* CNCM I-1722 及び *Bifidobacterium longum* subsp. *longum* CNCM I-3470 の組み合わせと心理的ストレス緩和と「自然防御を強化するのに役立つ健康的な細菌叢のバランスを維持する」に関する健康強調表示の立証についての科学

的意見

Scientific Opinion on the substantiation of health claims related to a combination of *Lactobacillus helveticus* CNCM I-1722 and *Bifidobacterium longum* subsp. *longum* CNCM I-3470 and alleviation of psychological stress (ID 938) and “maintains the balance of healthy microbiota that helps to strengthen the natural defence” (ID 2942) (further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006 EFSA Journal 2012;10(8):2849 [18 pp.]. 7 August 2012
<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2849.htm>

何が効果として主張されているのか明確ではない。因果関係は確立されていないと結論された。

- *Lactobacillus acidophilus* BCCM/LMG P-18806、*Lactobacillus delbrueckii* BCCM/LMG P-18805 及び *Streptococcus thermophilus* BCCM/LMG P-18807 の組み合わせとおなかの不調削減、有害な可能性のある消化管内微生物の減少、乳糖消化促進、循環 CD34+細胞数の減少に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of health claims related to a combination of *Lactobacillus acidophilus* BCCM/LMG P-18806, *Lactobacillus delbrueckii* BCCM/LMG P-18805 and *Streptococcus thermophilus* BCCM/LMG P-18807 and reduction of gastro-intestinal discomfort (ID 2946, 2951, 2974), decreasing potentially pathogenic gastro-intestinal microorganisms (ID 2946, 2951, 2974), improved lactose digestion (ID 2946, 2951, 2974), and reduction in numbers of circulating CD34+ cells (ID 2947, 2952, 2975) (further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006 EFSA Journal 2012;10(8):2855 [23 pp.]. 7 August 2012
<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2855.htm>

本申請について、因果関係は確立されていないと結論された。

- *Bifidobacterium animalis* subsp. *lactis* LMG P-21384 と腸機能変化に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to *Bifidobacterium animalis* subsp. *lactis* LMG P-21384 and changes in bowel function (ID 2940, further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006 EFSA Journal 2012;10(8):2851 [14 pp.]. 7 August 2012
<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2851.htm>

本申請について、因果関係は確立されていないと結論された。

- *Lactobacillus rhamnosus* CNCM I-1720、*Lactobacillus helveticus* CNCM I-1722、*Bifidobacterium longum* subsp. *longum* CNCM I-3470 及び *Saccharomyces*

***cerevisiae* var. *boulardii* CNCM I-1079 の組み合わせと病原性消化管微生物への防御に関する健康強調表示の立証についての科学的意見**

Scientific Opinion on the substantiation of health claims related to a combination of *Lactobacillus rhamnosus* CNCM I-1720, *Lactobacillus helveticus* CNCM I-1722, *Bifidobacterium longum* subsp. *longum* CNCM I-3470 and *Saccharomyces cerevisiae* var. *boulardii* CNCM I-1079 and defence against pathogenic gastro-intestinal microorganisms (ID 3017, further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(8):2853 [16 pp.]. 7 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2853.htm>

本申請について、因果関係は確立されていないと結論された。

- ***Lactobacillus helveticus* CNCM I-1722、*Bifidobacterium longum* subsp. *infantis* CNCM I-3424 及び *Bifidobacterium bifidum* CNCM I 3426 とスクロース由来フルクトオリゴ糖の組み合わせと病原体免疫防御への寄与に関する健康強調表示の立証についての科学的意見**

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to a combination of *Lactobacillus helveticus* CNCM I-1722, *Bifidobacterium longum* subsp. *infantis* CNCM I-3424, *Bifidobacterium bifidum* CNCM I 3426 and fructo oligosaccharides from sucrose and contribution to immune defence against pathogens (ID 3016, further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(8):2852 [15 pp.]. 7 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2852.htm>

本申請について、因果関係は確立されていないと結論された。

- **同定されていない微生物に関する健康強調表示の立証についての科学的意見**

Scientific Opinion on the substantiation of health claims related to non characterised micro-organisms (ID 2936, 2937, 2938, 2941, 2944, 2965, 2968, 2969, 3035, 3047, 3056, 3059, further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(8):2854 [36 pp.]. 7 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2854.htm>

本申請について、因果関係は確立されていないと結論された。

- **大豆イソフラボンと骨ミネラル密度の維持、閉経に関連する血管運動症状軽減に関する健康強調表示の立証についての科学的意見**

Scientific Opinion on the substantiation of health claims related to soy isoflavones and maintenance of bone mineral density (ID 1655) and reduction of vasomotor symptoms

associated with menopause (ID 1654, 1704, 2140, 3093, 3154, 3590) (further assessment) pursuant to Article 13(1) of Regulation (EC) No 1924/2006
EFSA Journal 2012;10(8):2847 [35 pp.]. 7 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2847.htm>

本申請について、提供された根拠は因果関係を確立するには不十分であると結論された。

2. アスパルテームの再評価は2013年5月まで延期

Aspartame re-evaluation extended until May 2013

7 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120807a.htm>

欧州委員会は、新しいデータを考慮するための十分な時間が必要だとする EFSA の要請に対し、アスパルテームの再評価について2013年5月までの延期を了承した。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. クレイについて消費者へ再度警告

Consumer warning on clay reissued

13 August 2012

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2012/aug/clay-warning>

FSA は消費者、特に妊婦に対し、クレイ及びクレイベースの「デトックス」ドリンク及びサプリメントの危険性について再度注意を喚起する。昨年 FSA が健康への危険性について警告したばかりであるが、インターネット販売されている製品から高濃度の鉛及びヒ素が検出されたため再度助言を発行する。

ヒ素暴露は、肺、皮膚及び膀胱がんのリスク増加と関連する。鉛暴露は、乳幼児の脳の発育に有害である。

製品名は、ベントナイトクレイ、カルシウムベントナイトクレイ、フレンチグリーンモンモリロナイトクレイ、プレミアムカルシウムモンモリロナイトクレイなどである。

2. メチルセルロースに意見募集

Views wanted on methylcellulose

16 August 2012

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2012/aug/methylcellulose>

アイスクリーム、フレーバー乳飲料、冷蔵デザート、スムージー、ヨーグルト及びヨーグルトドリンクなどにメチルセルロースを加えると食物繊維として機能するとの新規食品

成分申請について、2012年8月25日まで意見を募集する。メチルセルロースはEUでは安定剤及び乳化剤などの食品添加物として認可されている。

●英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA：Medicines and Healthcare products Regulatory Agency）<http://www.mhra.gov.uk/>

1. プレスリリース：Holland and Barrett が販売した登録されていない子ども用ハーブ医薬品を使用しないよう保護者へ助言

Press release: Parents advised not to use unlicensed children's herbal medicine sold in Holland and Barrett

3 August 2012

<http://www.mhra.gov.uk/NewsCentre/Pressreleases/CON178218>

Holland and Barrett（注：英国のフランチャイズヘルスストア）が販売していた子ども用ハーブレメディが登録されておらず、表示が不正確であることから当該製品の販売中止を要請した。

Holland and Barrett の Herbal Authority：若者向けエキナセア&ゴールデンルートを回収

Holland and Barrett's Herbal Authority: Echinacea & Golden Root for juniors withdrawn from the market

3 August 2012

<http://www.mhra.gov.uk/Safetyinformation/Generalsafetyinformationandadvice/Herbalmedicines/Herbalsafetyupdates/Allherbalsafetyupdates/CON178222>

MHRAによる緊急注意を受けて、Holland and Barrettは、製品の誤表示と子ども及び若者に不適切な成分が含まれる可能性があるためHerbal Authority：若者向けエキナセア&ゴールデンルートの販売を中止することに合意した。

当該製品はゴールデンルート（通常は *Rhodiola rosea*）を含むと表示されているが、成分情報には *Berberis aquifolium*（ヤマブドウ）とされている。さらにラベルの画像は *Rhodiola rosea* や *Berberis aquifolium* ではなく、ゴールデンシール（*Hydrastis canadensis*）ルートのようなものである。

*Berberis aquifolium*及び *Hydrastis canadensis*にはベルベリン及びヒドラスチンのようなアルカロイドが含まれ、子ども及び若者への安全性は確立されていない。ベルベリンの高用量摂取は、吐き気、嘔吐、過敏、鬱、呼吸困難、徐脈、心損傷、低血圧、発作、麻痺、痙攣、死亡を誘発する可能性がある。ヒドラスチンの過剰摂取は、反射亢進、痙攣、麻痺、呼吸不全などを引き起こすと報告されている。ベルベリンは新生児黄疸を悪化させ、命に関わる核黄疸（注：血中ビリルビン値の上昇によりビリルビンが脳内に沈着し神経障害を

生じる) という病態を引き起こす可能性がある。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 食品中の残留塩化ベンザルコニウムの健康影響評価

Health assessment of benzalkonium chloride residues in food

07.08.2012

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/health-assessment-of-benzalkonium-chloride-residues-in-food.pdf>

食品事業者による品質管理及び公的食品安全サーベイランスの際に、現在の MRL 0.01mg/kg を超過する塩化ベンザルコニウムが食品中から検出された。BfR は塩化ベンザルコニウムの毒性学的参照値を導出し、検出されたものが消費者の健康リスクとなるかを評価した。

塩化ベンザルコニウムは陽イオン性界面活性剤のグループに属する四級アミンである。殺菌剤及び洗浄剤として使用されている。また殺生物剤であり農薬の有効成分である。さらに DDAC (ジデシルジメチルアンモニウム) は植物強化剤として使用される製品に含まれる。

現在入手可能なデータでは、塩化ベンザルコニウムの「バックグラウンド」濃度は、ほとんど作物に設定されているデフォルトの MRL を超えていることが示されている。原因は必ずしも明確ではない。アボカドなどの大きな熱帯フルーツではしばしば極めて高濃度で検出されている。これらは収穫後に塩化ベンザルコニウムで処理されている可能性が高い。乳及びアイスクリームの場合は瓶詰め工場での機械やその他の装置の殺菌が原因である可能性がある。

BfR は、ドイツ及び欧州の食事摂取量データに基づき、汚染のある食品からの塩化ベンザルコニウムの摂取量を推定した。ADI (0.1 mg/kg bw/day) を超過しなかった。従って、BfR は消費者への慢性のリスクはありそうにないと結論した。

またほとんどの食品では ARfD (0.1 mg/kg bw/day) も超過しなかった。ただし、これまで検出された中で最高濃度である 6.66 mg/kg のミルク及び乳製品を飲んだ場合のリスクは排除できない。有害影響としては、おなかの刺激による弱い可逆的臨床症状である。あまりに高い残留濃度を除外して、次に高い 0.95 mg/kg を評価に使うと消費者への急性リスクはありそうにない。

BfR は消費者の健康保護のため、乳で測定された最大値は避けるべきだという意見である。これは装置の殺菌ガイドラインを適切に守り、その後適切に洗浄することで可能である。

- アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 貝の採集を避けるよう助言

People Advised to Avoid Collecting Shellfish

Tuesday, 14 August 2012

http://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/avoid_harvesting_shellfish_14082012.html

FSAI は、アイルランドの西及び南西海岸への観光客及び地元住民に対して、海岸で天然の貝を採取し喫食することの危険性について警告する。過去数週間に Galway、Mayo 及び Sligo において、10 人以上が貝中毒と疑われる症状を呈したとの報告がある。FSAI は、この報告とアイルランドの西から南西の沿岸で発生している有害藻類との関連を疑っている。

西海岸の天然貝類には調理では取り除くことができない天然の毒素が含まれる可能性がある。消費者は自ら二枚貝（イガイ、カキ、ホタテ、ザルガイ及びアサイ）を採取して喫食しないこと。購入の際は、信頼できるところからのみ購入すること。市販の製品にはリスク管理のために洗練された国の監視が行われている。

-
- 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. 警告文書 (2012 年 8 月 7、14 日公表分)

- **Lithia Mineral Water, Inc. 7/20/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm313934.htm>

ダイエタリーサプリメントリチウムの疾患治療宣伝が違法。

- **Parrillo Performance 6/26/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm313739.htm>

ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反。

- **The Hershey Company 2/14/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm314829.htm>

ハーシー製品のチョコレートシロップ “Syrup+Calcium” 及び “Syrup Sugar Free with Vitamin & Mineral Fortification” の表示に基準を満たしていない栄養含量表示がある。

ビタミン及びミネラルを「強化」した、「プラス」したと表示するには、通常食べる一回分で最低でも 1 日参照摂取量の 10% 以上を含む必要がある。さらに FDA のポリシーとして、スナックや炭酸飲料のような製品にビタミン及びミネラルを「強化」するのは適切だとは

考えていない。ハーシーのチョコレートシロップは主に高果糖コーンシロップやグリセリン（シュガーフリー製品の主成分）であり、このような製品に「プラス」及び「強化」表示は適切ではないと考えられる。

- **Springfield Pasta Company, Inc. 8/6/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm314686.htm>

アレルギー及び栄養成分の非表示。

- **Grato, Inc. 7/30/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm314702.htm>

ホメオパシーレメディとして <http://www.liddell.net/> で販売している “Vital Male Sexual Energy”、“Vital HGH Skin Hair Nails”、“Vital HGH Immune Booster”、“Vital HGH”、“TinnitusDX”、“Fibro Relief”、“AR Arthritis”などは、未承認新規医薬品の販売に該当する。各々、テストステロン 30X、甲状腺 6X、アミノ酸 10X、ビオチン 10X、上皮 9C、ヒト成長ホルモン 30C、パントテン酸 6X、サメ軟骨 6Xなどを有効成分として表示しているが、これらは米国ホメオパシー薬局方（HPUS）やその他の確立されたホメオパシー成分リストに掲載されておらず、ホメオパシー文献にも記載がない。従ってこれらはホメオパシー医薬品成分とは見なされず、CPG（Compliance Policy Guide）におけるホメオパシー医薬品ではない。

- **Vaqueria Ruben Gonzalez 7/19/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm314755.htm>

動物用医薬品ペニシリンージヒドロストレプトマイシンの適用外使用。

- 米国 NTP（National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム）

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. **TR-575 : F344/N ラットと B6C3F1 マウスにおけるアクリルアミドの毒性およびがん原性試験（混餌および飲水試験）**

Technical Report No. 575,

Toxicology and Carcinogenesis Studies of Acrylamide (CASRN 79-06-1) in F344/N Rats and B6C3F1 Mice (Feed and Drinking Water Studies)

http://ntp.niehs.nih.gov/ntp/htdocs/LT_rpts/TR575_508.pdf

（最終版発表）

アクリルアミド（CAS No. 79-06-1）は、ポリアクリルアミドの製造に使用されるだけで

なく、フレンチフライ、ポテトチップス及びパンなどのデンプンを多く含む食品を焼いたり揚げたりすることでも生成する。アクリルアミドはすでに試験動物で発がん性をもつことが知られているが、本研究では毒性量及びがん関連ハザード誘発量の特定のための動物試験を実施した。

投与量は飲水中の濃度で 6.25、12.5、25、50 ppm とし、これは各々の試験動物では次の投与量に相当した。

- ・雄ラット：0.33、0.66、1.32、2.71 mg / kg body weight
- ・雌ラット：0.44、0.88、1.84、4.02 mg / kg body weight
- ・雄マウス：1.04、2.20、4.11、8.93 mg / kg body weight
- ・雌マウス：1.10、2.23、4.65、9.96 mg / kg body weight

結果は、飲料水中 50 ppm で生存率が低下した。各濃度で各種がんが増加した。雌雄ラットでは甲状腺、心臓、雄ラットで膵島、悪性中皮腫、雌ラットで陰核腺、肝、乳腺、皮膚、口または舌、雌雄マウスでハーダー腺、肺、胃、雌マウスで乳腺、皮膚、卵巣でのがん発症率の増加が見られた。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. **Harper 政権は食品安全を強化するために監視アプローチを改善**

Harper Government Improving Inspection Approach to Strengthen Food Safety

August 9, 2012

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/news-releases/2012-08-09/eng/1344449374040/1344449408703>

カナダ政府は、カナダの食品安全監視改善のためのモデル案を発表した。CFIA は輸入品あるいは国産品に関係なく全ての規制対象食品について一貫した適切な食品監視を提案されている。提案されたモデルについて、2012年10月31日まで消費者及び製造業者から意見を募集する。

改良食品監視モデル：案

Improved Food Inspection Model: Proposed Draft

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/accountability/inspection-modernization/proposed-draft/eng/1342549427433/1342549854104>

(大項目)

1.0 : ライセンス/登録

2.0 : 適用除外

- 3.0 : CFIA 監視レベル
- 4.0 : 検査工程
- 5.0 : 輸入
- 6.0 : 輸出
- 7.0 : 法令遵守及び実施
- 8.0 : システム性能

2. CFIA はドライフルーツ、コーン、ナッツ製品の毒素を検査

Canadian Food Inspection Agency tests dried fruit, corn and nut products for toxins

August 14, 2012

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/news-releases/2012-08-14/eng/1344923728457/1344923909726>

CFIA の定期的食品検査の一環として、食品 600 検体以上を対象としたアフラトキシン検査の結果を発表した。リコールが必要なものはなかった。

CFIA は、カナダの 11 都市の小売店から 628 検体を採集し、アフラトキシンを検査した。2010～2011 年に検査したドライフルーツ、コーン、ナッツ製品の 93%からは、検出可能レベルのアフラトキシンは検出されなかった。ナッツ及びコーン製品では検出可能レベルのアフラトキシンが検出されたが、基準値（ナッツやナッツ製品については 15 ppb）を超過していたのはナッツ検体 2 つのみであった。

* 報告書 : 2010-2011 Aflatoxins in Dried Fruits, Nuts and Nut Products, and Corn Products

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/microchem/resid/2010-2011/aflatoxinse.shtml>

(報告書本文は請求すれと送付される)

3. CFIA はフルーツスプレッドの亜硫酸を検査

Canadian Food Inspection Agency tests fruit spreads for sulphites

August 16, 2012

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/news-releases/2012-08-16/eng/1345128418028/1345128453118>

CFIA の定期的食品検査の一環として実施した研究で、94%のフルーツスプレッドは亜硫酸（非表示）を含有しないことがわかった。表示されずに亜硫酸を含有していた 1 製品は直ちにリコールされた。

2010～2011 年に小売店から 48 検体のジャム及びマーマレード等を採集し、表示されていない亜硫酸を検査した。3 検体（6%）から亜硫酸が検出され、そのうち 1 検体は健康リスクがあると判断されたため直ちにリコールされた。残り 2 検体の亜硫酸含有量は摂取しても安全であると考えられた。

* 報告書 : 2010-2011 Sulphites in Fruit Spreads

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/microchem/resid/2010-2011/fruite.shtml>

(報告書本文は請求すれと送付される)

4. CFIA は包装済み粉末スパイスのグルテンを検査

Canadian Food Inspection Agency tests pre-packaged ground spices for gluten

August 15, 2012

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/news-releases/2012-08-15/eng/1344951042395/1344951257435>

CFIA の定期的食品検査の一環として行った研究で、99%以上の包装済み粉末スパイスのグルテンはグルテン感受性のある消費者に対しリスクとはならないと報告した。

2010～2011 年に小売店から国産及び輸入の包装済み粉末スパイス 268 検体を採集し、そのうち 62 検体から少量ながらグルテンを検出した。しかし通常スパイスは食品への使用量が少ないため感受性のある消費者に健康リスクとはならない。

カナダでは、包装済みの粉末スパイスには他の成分を含んではならない。しかしながら表示されていないグルテンが検出されることがしばしばあることは、意図的に混入されたあるいは製造時の交差汚染が考えられる。

* 報告書 : 2010-2011 Gluten in Ground Spices

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/microchem/resid/2010-2011/spicee.shtml>

検出されたのは 5～20,000 ppm で、1 検体は違法とされリコールされた。(報告書本文は請求すれと送付される)

5. 食品 900 検体以上のカビ (毒) を調べたところ消費者の健康上の懸念はない

Testing of over 900 food samples for mould results in no consumer health concerns

August 17, 2012

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/news-releases/2012-08-17/eng/1345217859283/1345217893773>

2010～2011 年、食品 943 検体のオクラトキシン A (OTA) 及びデオキシニバレノール (DON) を調査した。対象は、国産品及び輸入品の飲料品、ドライフルーツ、穀物製品、乳児用調製粉乳及び朝食用シリアルなどであった。OTA については、99%は基準値以下でヘルスカナダの評価では消費者の健康にリスクとはならないと結論された。一方、DON は検体の 59%から検出されたが、健康上の懸念はなかった。

* 報告書 : 2010-2011 Ochratoxin A and Deoxynivalenol in Selected Foods

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/microchem/resid/2010-2011/otadone.shtml>

検出された濃度は、OTA では 0.040～6.773 ppb、DON は 1～2,060 ppb であった。(報告書本文は請求すれと送付される)

- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. ファクトシート：特定医療用食品

Food for special medical purposes

August 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets/foodforspecialmedica5610.cfm>

特定医療用食品は、ある種の疾患や病態の人々の食生活を管理するために使用される。これらの食品は通常の食品では栄養条件を満たせない人々のためのものである。

特定医療用食品は、唯一の栄養源として調整されたもの、また個人の食事の補助として使うものなどがある。一部は経口摂取用であるが、経管によるものもある。これらは医師などの監視下で使用される。

食品基準 2.9.5 で特定医療用食品の組成や表示・販売が規制されている。多くの製品がオーストラリア以外で製造され輸入されているため、本基準は EU 及び米国の規制と整合性があるように設定されている。

特定医療用食品は医師や栄養士に対してのみ、適切な事業者が販売している。

2. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

17 August 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularchurrent/notificationcircular5617.cfm>

意見募集

・(Application A1071) グリホサート耐性キャノーラ MON88302 由来食品：認可申請評価案について 2012 年 9 月 27 日まで意見を募集。

その他

・最大残留基準の改正等

-
- オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. 農薬規制機関はカルベンダジム及びカルバリルのレビューを完了：両物質のさらなる制限

Agvet regulator finalises carbendazim and carbaryl reviews: further restrictions for both chemicals

15 August 2012

http://www.apvma.gov.au/news_media/media_releases/2012/mr2012-07.php

APVMA は、殺虫剤カルバリル及び防カビ剤カルベンダジムのレビューを完了し、これらの使用をさらに制限する。

カルベンダジムは、各種作物の真菌による病気のコントロールに使用されている。2010年7月に食事および一般への暴露リスクへの懸念から多数の農作物への使用が禁止された。最終レビューでは、残留濃度についてのデータの不足あるいは使用者の健康及び安全性への懸念に基づき、追加でいくつかの使用が禁止された。新たに禁止されたのは、バラ、イチゴ、バナナのポストハーベストなどである。これらについては2年間の段階的廃止期間を設ける。もしリスクを管理できる或いは低減できることが特定された場合には、使用を再開するための新規データをいつでも提出することができる。カルベンダジムのスプレードリフトについては、別件でレビューを行っているため追加規制の可能性がある。

カルバリルは、農作物や家畜の害虫コントロール用に広く使用されている。2007年に粉塵の使用及び家庭菜園での使用が禁止されたが、さらに一部の農業用使用を制限（穀類のポストハーベスト使用削除、ラズベリー等の収穫前日数の変更など）する。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 警告 : MMC Maxman IV Erection Enhancer カプセル

MMC Maxman IV Erection Enhancer capsules

16 August 2012

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-maxman-120816.htm>

“MMC Maxman IV Erection Enhancer” カプセルには重篤な健康リスクがあり、摂取すべきではない。TGA の検査で、当該製品には表示されていないシルデナフィルが含まれることが確認された。オンラインで販売されているが、当該製品の販売は違法である。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

● ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. 農薬の優良規範にさらにより知らせ

More good news on agricultural chemical good practice

20 August 2012

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/more-good-news-on-agricultural-chemical-good-practice.htm>

新しい残留物質検査の結果は生産者が農薬の使用について GAP を遵守していることを示す。

今年の食品残留物質サーベイランス計画の第 4 四半期及び最終結果が発表された。今年には、アスパラガス、ナス、フェイジョア、ホップ、レモン、オリーブ油、柿、カボチャ、スプリングオニオン、スイートコーン、タマリロ、クルミを重点的に 350 以上の化学物質について検査した。第 4 四半期は、レモン、スプリングオニオン、フェイジョア、スイートコーン、オリーブ油について合計 133 検体を調べ、MRL 超過は 7 検体のみであった。MRL 超過は、レモンのピリメタニル (26 検体中 1 検体)、オリーブ油のアゾキシストロビン又はプロピコナゾール (24 検体中 6 検体) であった。基準に適合しない残留は農業者が GAP に従っていないことを示すが、いずれもヒト健康リスクとはならないと考えられた。結果の詳細は以下から

* Food residues surveillance programme (FRSP) – project reports

<http://www.foodsafety.govt.nz/science-risk/project-reports/food-composition/contaminants/frsp.htm>

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. ヨウ素欠乏ミルクに警告

Alert issued on iodine deficient formulae

August 08, 2012

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/08/20120808_154538.shtml

食物衛生局長 Ko Wing-man 博士は、保護者に対し、WHO 助言を満たしていない 2 種類の乳児用調製粉乳を乳児へ与えないよう助言する。

本日の記者会見において Ko 博士は、和光堂 (和光堂初生嬰兒奶粉) 及び森永 (森永初生嬰兒奶粉) の乳児用調製粉乳について、パッケージに記された使用量を乳児へ与えると WHO の参照摂取量の 1/3 以下になると述べた。彼は、ヨウ素欠乏は甲状腺ホルモンの欠乏につながり脳の発育に影響する可能性があるため、保護者に対し当該製品を子どもへ与えるのを中止するよう求めた。保護者は他のブランドを使用する、あるいは母乳を与えるべきであり、乳児には母乳が最善であると付け加えた。

もし乳児の健康が心配な場合は、甲状腺検査の検討も可能である。政府は 8 ヶ月までの乳児の血液検査を 8 月 10 日から母子健康センターで提供する。また、問い合わせ用のホットラインを備え、食品安全センターに乳児用調製粉乳の情報を提示する。政府は、輸入業者に自主回収を要請し、製品が販売されないようにする。

食品安全センターは、14 の乳児用調製粉乳の成分を調査し、コーデックス基準に定められた 33 の必須栄養素を測定した。6 製品のヨウ素濃度が基準より少なかったが、そのうち 2 製品は単一製品のみを与えられた場合に健康上の懸念となる量であった。他の市販の乳児用調製粉乳についても検査を速やかに行う予定である。

* 製品情報

http://www.cfs.gov.hk/cgi-bin/cfsnew/fa/foodalert_e.pl?record=41

* 食品安全センターによる FAQ

http://www.cfs.gov.hk/english/consumer_zone/foodsafety_Iodine_in_infant_formula.html

http://www.cfs.gov.hk/english/consumer_zone/file/Iodine_in_Infant_Formula_FAQ_for_healthcare_professional.pdf

コーデックス委員会及び各国における乳児用調製粉乳中のヨウ素推奨値は次の通り。

コーデックス委員会	10–60 µg/100kcal
米国	5–75 µg/100kcal
カナダ、シンガポール、韓国	少なくとも 5 µg/100kcal
オーストラリア、ニュージーランド	1.2–10 µg/100kJ (～5 – 42 µg/100kcal)
EU	10–50 µg/100kcal
日本	特に規格なし

2. 1 人の乳児の血液検査が異常

One baby blood test abnormal

August 12, 2012

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/08/20120812_140900.shtml

食物衛生局長 Ko Wing-man 博士は、一部の乳児用調製粉乳のヨウ素含量が低いことが報告されてから 98 人の赤ちゃんの血液を採取し、そのうち 77 人の検査を終了し、異常値だったのは 1 人だと述べた。この症例については小児科医がフォローアップを行う。

これまで情報提供のためのホットラインでは 3,000 件以上の問い合わせを受けている。

3. さらに 4 つの乳児用ミルクに警告

Alert on 4 more infant formulae issued

August 10, 2012

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/08/20120810_181419.shtml

食物衛生局長 Ko Wing-man 博士は、ヨウ素含量が低い 4 種の乳児用調製粉乳を使用しな

いよう保護者に警告した。明治ミルフィーHP、森永 E 赤ちゃん、森永はぐくみ及び和光堂はいはいの小分けタイプの 4 種である。ヨウ素の測定結果は、各々1.8、1.8、2.7、3.7 µg /100kcal であった。

4. 17 の乳児用調製粉乳のヨウ素濃度は基準を満たしている

17 infant formulae iodine level meet standard

August 16, 2012

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/08/20120816_182028.shtml

食品安全センターの分析によると、17 検体の乳児用調製粉乳のヨウ素含量はコーデックス基準に適合していた。そのうち 2 検体は、予備的検査で基準を満たしていなかった雪印及び明治の製品であった。

本日、食品安全センターは 19 検体の検査結果を発表し、2 つの韓国産製品については韓国の基準を満たしてはいるがコーデックスの基準より低かった。使用方法に従って乳児に飲ませた場合、健康上の懸念とはならないと考えられる。

これまで食品安全センターは 46 検体の乳児用調製粉乳を検査し、6 検体の日本産製品でヨウ素含量が低かった。

結果は以下のウェブサイトから入手可能。

http://www.cfs.gov.hk/english/consumer_zone/foodsafety_Iodine_in_infant_formula.html

5. 乳児用ミルクホットライン時間短縮

Infant formulae hotline hours reduced

August 17, 2012

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/08/20120817_172722.shtml

ヨウ素濃度の低い乳児用ミルクについてのホットラインには、8月8日以降 4,066 件の問い合わせがあったが、件数の減少を受けて受付時間を短縮する。過去 2 日間では、1 日 20 件の問い合わせを受けた。

*最新情報は以下のウェブサイトを参照。

http://www.dh.gov.hk/iodine_eng.html

●韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 食品添加物についての誤解は、もうストップ!

添加物基準課/添加物包装課 2 012.07.30

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=18318&cmd=y>

食品医薬品安全庁は、食品添加物についての消費者の漠然とした不安感及び誤解を解消するため、消費者目線に合わせて作成した「知りたい食品添加物のいろいろ」という小冊子を発刊すると発表した。

食品添加物は、パン、菓子、缶詰などの加工食品の製造に使用されて流通中の製品の安全性及び風味を加えるものであり、安全性が科学的に立証されたものだけが使用可能である。

本パンフレットの主要内容は、▲食品添加物指定要件など安全性、▲使用基準の説明、▲表示事項の案内などである。

食品添加物に指定されるためには、毒性試験などの安全性評価資料とともに、国際機関である FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会(JECFA)の科学的評価を経て安全性が確認された品目でなければならない。安全性が確保された食品添加物でも自由には使用できず、品目ごとに使用基準が決められ、その基準に添って食品製造時に添加することができる。食品添加物の使用基準は許容 1 日摂取量 (ADI) を超過しないように、食品の種類、使用量、使用目的、使用方法などを総合的に考慮して設定されている。

※ADI：人が一生涯摂取しても影響を受けない 1 日摂取量のこと

食品医薬品安全庁は、広報パンフレットの発刊が食品添加物への不信解消に役に立つことを期待し、今後も正しい食品添加物情報の提供を先導していく。同時に、食品添加物は科学的に安全性が確認されたもののみが国内で使用が許可されるので、規格基準に従って製造された食品は安心して摂取しても良いと再度強調した。

広報パンフレットは、“食品添加物情報部屋” ホームページ(<http://www.kfda.go.kr/fa>) > 資料室)で確認可能である。

2. 子どものフタル酸類 (phthalate) 及びビスフェノール A (Bisphenol A) 暴露レベルは低い！

危害影響研究チーム 2012.08.02

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=18354&cmd=y>

食品医薬品安全庁食品医薬品安全評価院は、韓国の子ども (満 3~18 才) のフタル酸類及びビスフェノール A (BPA) の暴露量を評価した結果、耐容 1 日摂取量に比べて非常に低い水準だったと発表した。

※耐容 1 日摂取量 (TDI)：特定物質を一生涯毎日摂取しても健康上有害な影響が現われないと判断される量

フタル酸類及び BPA は、プラスチック可塑剤として工業用及び生活用品などに広く使用され、日常生活で暴露されて内分泌かく乱作用の可能性が疑われている物質であり、感受性が高いグループの子どもでの実際の暴露量評価は非常に重要である。

調査方法は、2010~2011 年、全国の満 3~18 才の 1,030 人の尿を採集してフタル酸類 (DEHP、DBP、BBP) 及び BPA の濃度を測定し、 これをもとに一日平均暴露量を算出した。その結果は以下の通りである。

フタル酸類の暴露量評価

満3～18才の子どもの尿中フタル酸類の分析結果をもとに算出された平均一日暴露量は、DEHPが2.75 µg/kg/day、DBPが1.22 µg/kg/day、BBPが0.61 µg/kg/dayであった。これは欧州食品安全機関(EFSA)示したTDIに比べてDEHP、DBP及びBBPは各々5.5%、12.2%及び0.1%となり、韓国の子どもの暴露水準は安全であると評価された。

※フタル酸類のTDI(EFSA): DEHP(50 µg/kg/day)、DBP(10 µg/kg/day)、BBP(500 µg/kg/day)

年齢群別では、満3～6才児のフタル酸類暴露量が小・中・高校生など他の年齢群に比べてやや高い傾向であったが、これはおもちゃなどフタル酸類含有製品との接触が相対的に多いからと考えられた。また食品医薬品安全庁が2010年に評価した韓国の成人(満19～69才)のフタル酸類平均一日暴露量に比べて子どもの暴露量は低かった。成人に比べて子どもの平均一日暴露量は、DEHPは45%、DBPは61%、BBPは51%であった。

※成人(満19～69才)のフタル酸類平均一日暴露量: DEHP(6.1 µg/kg/day)、DBP(2.0 µg/kg/day)、BBP(1.2 µg/kg/day)

ビスフェノール A (BPA) 暴露量評価

満3～18才の子どもの尿BPA分析結果をもとに算出された平均一日暴露量は0.022 µg/kg/dayと推定され、これはTDIの0.04%で非常に安全な水準である。

※BPAのTDI(EFSA): 50 µg/kg/day

BPAの子どもの年齢群別の暴露量を比べた結果、フタル酸類と同様に他の年齢に比べて3～6才でやや高い傾向だった。また韓国の子どものBPA暴露量は、同年齢群の米国の子ども(0.058 µg/kg/day)及びカナダの子ども(0.038 µg/kg/day)よりも低かった。

食品医薬品安全庁が2010年に評価した韓国の成人(満19～69才)のBPA平均一日暴露量に比べて子どもの暴露量は61%だった。

食品医薬品安全庁は、この調査結果に基づき、韓国の子どものフタル酸類及びBPA暴露水準は安全なので不安を持つ必要はないが、暴露量をさらに低減したい場合には良く手洗い、内部にキズがあるプラスチックコップ(ポリカーボネート材質)及びPVC材質のおもちゃなどは使用しないことが勧奨されるとした。

3. 台湾産プラムドライ(乾燥プラム) センノシド(sennoside)検出で流通販売・禁止 食品管理課 2012.07.25

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=3&seq=18288&cmd=y>

食品医薬品安全庁は、台湾産乾燥プラムから食品へ使用できないセンノシド成分が検出されたため、当該製品の流通・販売を禁止し、回収措置を行った。当該製品は台湾の「Taiwan Goang Yuan Biochemistry Technology」が製造した製品である。

4. 米国産乾燥プラム製品「Weight Loss Dried Plum」の購入自粛を要請 2012.08.07

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=18377>

食品医薬品安全庁は、国内インターネットサイトなどで販売されている米国産製品の「Weight Loss Dried Plum」から食品に使用が禁止されたセンノシド成分が検出されたことを受けて、当該製品を購入しないよう注意を喚起する。

当該製品は正式な輸入届けがなく、海外から直送する個人輸入として国内に搬入された後、これを消費者に再販売していた。食品医薬品安全庁は、輸入申告をせず食品を販売した違法行為者 2 人に対して刑事告発し、輸入未申告製品不法販売行為などに対する取り締まりを強化する計画である。

また Weight Loss Dried Plum 製品が国内インターネットサイトで販売されないようにインターネットショッピングモール業社などに販売中断要請し、関税庁にも海外旅行客が携帯搬入または国際郵便などで国内に搬入しないように強力要請した。

インターネットで輸入食品を購入する消費者は必ずハングル表示事項を確認して正規輸入手続きを経た製品なのかを確認し、被害を受けないように注意しなければならない。

● インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. 食品の混入物に関する迅速検査：取扱説明書 パート 1

Quick Test for some Adulterants in Food - Instruction Manual Part I. (Date:17-08-2012)

[http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Final_test_manual_part_I\(16-08-2012\).pdf](http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Final_test_manual_part_I(16-08-2012).pdf)

<家庭でできる方法>

食品への異物混入は、「社会に深く根を張った悪」である。混入が多いのは、乳及び乳製品、粉 (atta)、食用油、シリアル、香辛料、豆類、コーヒー、茶、菓子類、ベーキングパウダー、非アルコール飲料、酢、ベサン粉 (豆粉) 及びカレー粉である。混入物として多いのは、意図的混入では、砂、大理石、石、泥、他のゴミ、滑石、チョークの粉、水、ミネラルオイル及び有害色素である。偶発的混入では、残留農薬、ネズミの糞、昆虫の幼虫である。金属汚染では、農薬由来のヒ素、水由来の鉛、化学工場由来の排水及び缶由来のスズである。

代表的な混入物とその検査法は次の通り (一部抜粋)。

ミルク

- ・ 水：薄い、痕をのこさずよく流れる
- ・ でんぷん：ヨウ素溶液を垂らして変色する
- ・ 尿素：上澄みにリトマス紙 (赤) を入れて青くなる
- ・ バナスパチ (バター代用品の植物油)：塩酸と砂糖を入れて着色する
- ・ ホルマリン：濃硫酸を入れて分離層境界に紫や青のリングができる

- ・ 界面活性剤：水を入れて振ると泡立つ
- ・ 合成ミルク：後味が苦いなど
- ・ グルコースや転化糖：薬局で売っているウレアーゼ検査紙を使用する

砂糖

- ・ チョークの粉：水を入れて溶けない
- ・ 尿素：水に溶かすとアンモニア臭がする

ターメリックパウダー

- ・ 色つきおがくず：濃塩酸を入れて色の変化をみる

2. 食品の混入物に関する迅速検査：取扱説明書 パート 2

Quick Test for some Adulterants in Food - Instruction Manual Part II.

(Date:17-08-2012)

[http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Final_Test_kit_Manual_II\(16-08-2012\).pdf](http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Final_Test_kit_Manual_II(16-08-2012).pdf)

<学校、大学、NGO 及び業界レベルでできる方法>

*参考：対象とする食品及び混入物はほぼ同様である。ただし、家庭用説明書のパート I では比較的簡単に検査できる方法を紹介しているのに比べ、パート II では専用の検査試薬及び検査器具などを使用する方法を紹介している。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、高濃度の鉛及びダイオキシンを含む緑色粘土(green clay)を使ったチューインガムの消費に関する健康リスクについて意見書を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03640040475>
- スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、1,3-ジメチルアミルアミン(DMAA)を含有するスポーツ用サプリメントに関する情報を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03640060307>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、飲用アルコール製造の加工助剤としての安定化された亜塩素酸ナトリウム溶液の使用許可について意見書を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03640210475>
- フランス農業・水産省、チアメトキサムで処理したセイヨウアブラナの播種を禁止する省令を公布
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03640450342>

- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、市場及び包装場の農産物中の残留農薬について検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03640470369>
- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、専門家会議において牛肉中のラクトパミンの残留基準値について討論結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03640500361>
- ベルギー連邦フードチェーン安全庁(AFSCA)、新たな推奨一日摂取量に関する通達を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03641260344>

EurekAlert

- ・カナダの淡水には強力なヒト毒素が広範にみられる

Potent human toxins prevalent in Canada's freshwaters

14-Aug-2012

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2012-08/csp-pht081312.php

淡水資源を脅かす最大の脅威の一つが栄養汚染であるが、それにより藻類の大発生が起こり夏季に湖及び水路を覆う。藍藻の大発生は魚を死亡させ、飲料水の処理費用を増加させるとともに、ヒト及び動物の健康リスクとなる。*Canadian Journal of Fisheries and Aquatic Sciences* に発表された新しい論文では、藍藻の作る毒素であるミクロシスチンがカナダの全ての州の湖から検出された。

*論文：High microcystin concentrations occur only at low nitrogen-to-phosphorus ratios in nutrient-rich Canadian lakes

<http://www.nrcresearchpress.com/doi/full/10.1139/f2012-088>

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室